

令和6年田村市教育委員会第2回定例会議事録

- 1 招集日時 令和6年2月6日(火)午後1時30分
- 2 招集場所 田村市役所 4階 第1委員会室
- 3 出席者
教育長 飯村新市
教育長職務代理者 船田隆典
委員 柳沼かおり
委員 佐藤由香理
委員 根内喜代重
- 4 欠席者 なし
- 5 説明のため出席を求められた者
職氏名 教育部長 佐藤健志(欠席)
教育総務課長兼教育総務係長 橋本弘明
参事兼学校教育課長 小松信哉
教育総務課教育施設係長 根本一広
学校教育課管理主事兼課長補佐兼指導管理係長 高田秀人(欠席)
学校教育課教育振興係長 紺野健太郎
生涯学習課課長補佐兼スポーツ振興係長 遠藤和夫
生涯学習課生涯学習係長 本田啓介
船引公民館長兼文化センター館長 白岩孝志
- 6 会議の書記 教育総務課 主査 坪井真里子
- 7 開閉会 開会 午後1時42分 閉会 午後5時11分
- 8 会議に付した案件は次のとおりである。
議案第4号 田村市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
議案第5号 田村市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について
議案第6号 田村市学校教育指導委員設置規則の一部を改正する規則について
議案第7号 田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
議案第8号 田村市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について
議案第9号 田村市教育委員会等公印規程の一部を改正する訓令について

- 議案第 10 号 令和 5 年度田村市教育委員会表彰者の決定について
- 議案第 11 号 令和 5 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議案第 12 号 令和 5 年度田村市一般会計補正予算第 8 号（教育に関する事務にかかる部分）について
- 議案第 13 号 令和 6 年度田村市一般会計当初予算（教育に関する事務にかかる部分）について
- その他の案件

9 会議の経過は次のとおりである。

発 言 者	内 容
	【開会 午後 1 時 4 2 分】
教 育 長	令和 6 年田村市教育委員会第 2 回定例会の開会を宣言。 会期は、本日 1 日間とし、別紙議事日程によって進めたいが、異議があるか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認める。会期は本日 1 日間とし、別紙議事日程によって進めることに決定した。 会議録署名委員の指名。教育長指名で船田隆典委員と佐藤由香理委員を指名。書記に教育総務課 坪井主査を指名する。
書 記	令和 6 年第 1 回定例会会議録の概要を朗読。
教 育 長	ただいま朗読があった会議録について、承認することに異議はあるか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認め、令和 6 年第 1 回定例会会議録は、承認することに決定する。
教 育 長	日程第 3、議案上程に移り、議案審議に入る。
教 育 長	議案第 4 号 田村市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、議

	案第7号 田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、議案第9号 田村市教育委員会等公印規程の一部を改正する訓令についての3議案は、関連した議案でありますので、一括して審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
教育長	ご異議ないものと認めます。 それでは3議案の説明を求めます。
教育総務課長	議案第4号・第7号・第9号について議案書朗読
教育総務課長	議案第4号・第7号・第9号について補足説明
教育長	ただいま説明の、議案第4号 田村市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、議案第7号 田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、議案第9号 田村市教育委員会等公印規程の一部を改正する訓令について、質問、意見はあるか。
船田委員	改正後、幼稚園管理の公印が3つになるということだが、この3つはどここの幼稚園なのか。また、こども園の公印規程は別に定めているのか。
教育総務課長	3つの幼稚園は、滝根幼稚園、常葉幼稚園、船引南幼稚園となる。また、こども園についてはこども未来課の管轄となり、公印は田村市公印規程により定められている。
教育長	そのほかに、質問、意見はあるか。
委員	(なし)
教育長	それでは、議案第4号 田村市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、議案第7号 田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、議案第9号 田村市教育委員会等公印規程の一部を改正する訓令についての3議案は、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委員	(異議なし)
教育長	異議なしと認める。 議案第4号 田村市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、議案第7号 田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、議

	案第9号 田村市教育委員会等公印規程の一部を改正する訓令について、原案のとおり決定する。
教 育 長	次に、議案第5号 田村市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、説明を求める。
教育総務課長	議案第5号について議案書朗読
教育総務課長	議案第5号について補足説明
教 育 長	ただいま説明の、議案第5号 田村市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、質問・意見はあるか。
船 田 委 員	資格の緩和として「身体が強健である者」を削除した理由は何か。
教育総務課長	これまで「身体が強健であること」が要件であったため、医師による診断証明書の添付を求めていたが、進学するうえでは必ずしも身体強健であることが条件ではない。例えば障害があったとしても奨学生になり得るものとの考えから、資格要件から削除することとした。
教 育 長	これまでも身体虚弱を理由として貸与できないとした例はないが、条例に記載されていることにより、解釈が難しくなる。それなら、要件から削除するべきとの判断に至ったものである。
船 田 委 員	新旧対照表の新様式中、様式第4号の「就職先・入学志望校」の欄には、貸与が終了し返納が開始となる際に就職先が決まっていれば就職先を記入するという理解でよろしいか。返納免除を受ける際の市内就業の確認のために記載するのなのか。
教育総務課長	様式第4号は、貸与が終了した後の返還が開始する時に提出していただく書類となるため、就職先が決まっていれば就職先を、また、進学であれば進学先、もしくは入学志望校として記入いただくこととなる。 また、市内就業については就業証明書の提出を求めるなど別の方法で確認することとする。
佐 藤 委 員	市ホームページに掲載となっている条件の中に、「申請時に保護者が市に引き続き1年以上住所を有している方」とあるが、以前の規程では何年という条件があったのか。また、「引き続き」というのは申請してから1年以上居住しているという理解でよろしいか。

教育総務課長	申請前に1年以上継続して市民であるという意味である。
佐藤委員	近隣の都市では独自の奨学資金制度がないと聞いている。住所要件が3年となると難しいかもしれないが、1年であれば田村市のこの制度を利用しようと移住してくる世帯も増えるのではないかと思う。
教育長	1年以上住所を有しているということは、市民税を市に納めているということになるので、住所を要件としている。
船田委員	高校進学時に貸与を受け、更に大学進学時に貸与を受けるような場合の対応はどうなるのか。
教育総務課長	第12条に返還猶予の規定も設けているため、これによって猶予又は免除ということになる。
教育長	そのほか、質問はあるか。
委員	(なし)
教育長	それでは、議案第5号 田村市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委員	(異議なし)
教育長	異議なしと認める。議案第5号 田村市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定する。
教育長	次に、議案第6号 田村市学校教育指導委員設置規則の一部を改正する規則について、説明を求める。
教育総務課長	議案第6号について議案書朗読
学校教育課長	議案第6号について補足説明
教育長	ただいま説明の、議案第6号 田村市学校教育指導委員設置規則の一部を改正する規則について、質問・意見はあるか。
船田委員	今回の改正の内容では、委員の職務内容に変更はないと理解してよろしいか。

学校教育課長	そのとおりである。
根内委員	以前より委員定数については検討すべき課題であった。
教育長	質の担保という意味でも適正な定数とした。
教育長	そのほか、質問はあるか。
委員	(なし)
教育長	それでは、議案第6号 田村市学校教育指導委員設置規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委員	(異議なし)
教育長	異議なしと認める。議案第6号 田村市学校教育指導委員設置規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定する。
教育長	次に、議案第8号 田村市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について、説明を求める。
教育総務課長	議案第8号について議案書朗読
学校教育課長	議案第8号について補足説明
教育長	ただいま説明の、議案第8号 田村市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について、質問・意見はあるか。
船田委員	小学生が英語検定の3級を受検した実例はあるのか。
学校教育課長	調査をしていないため実態は把握していないが、今年度実施した田村チャレンジ塾の受講児童の5年生で漢字検定準2級取得者がいた。こうした様子を見ていると塾等で英検にチャレンジしている児童がいるのではないかと推察される。
船田委員	小学校レベルの授業でも英検3級に合格でき得るものか。
学校教育課長	英検3級となると、小学校の授業内容をはるかに超えている。授業のみで3級に対応するのは難しいと思うが、自主的にラジオ講座での学習や家庭での学びなどでチャレンジしている子どもはいると思うので、支

	援していきたいと考えている。
佐藤委員	英検のレベルとしては、中学1年程度で5級、2年生で4級、3年生で3級レベルと言われている。
教育長	河口湖で実施した語学研修に多くの生徒を参加させたいと考えている。この研修の参加条件を3級としていて、研修についていくためには3級以上のレベルでないとなかなか厳しい。小学5年生であっても授業の内容を見ていると、しっかり授業を受け自主的な学習ができていれば、研修にもついてこられるのではないかと思っている。ただ、懸念されることがあり、来年度以降英検の難易度を上げるという方針が既に出されている。
根内委員	市内中学生で英検3級を受検している生徒は何名いるのか。受検者数によっては補助の対象を3級以上とせず、4級にも拡充してはどうかと考える。
学校教育課長	令和5年度実績で、3級が120名、準2級が26名、2級が2名となっており、年々増えている状況である。
教育長	試験会場が中学校となる場合に小学校にも案内をするよう呼び掛けているので、受検者は増加傾向にある。
教育長	そのほか、質問はあるか。
委員	(なし)
教育長	それでは、議案第8号 田村市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委員	(異議なし)
教育長	異議なしと認める。議案第8号 田村市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について、原案のとおり決定する。
教育長	次に、議案第10号 令和5年度田村市教育委員会表彰者の決定について、説明を求める。
教育総務課長	議案第10号について議案書朗読

教育総務課長	議案第10号について補足説明
教 育 長	ただいま説明の、議案第10号 令和5年度田村市教育委員会表彰者の決定について、質問・意見はあるか。
委 員 員	(なし)
教 育 長	それでは、議案第10号 令和5年度田村市教育委員会表彰者の決定について、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委 員 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認める。議案第10号 令和5年度田村市教育委員会表彰者の決定について、原案のとおり決定する。
教 育 長	次に、議案第11号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、説明を求める。
教育総務課長	議案第11号について議案書朗読
学校教育課長	議案第11号について補足説明(小学校申請分)
	※プライバシー保護の観点から詳細は省略し、質問件数のみとする。 個別認定、否認定に関する質問・意見：3件
教 育 長	それでは、議案第11号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委 員 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認める。議案第11号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、原案のとおり決定する。
学校教育課長	認定数読み上げ。
教 育 長	暫時休議とし、再開を午後3時15分からとする。 (15分間休議)

教 育 長	休憩前に引き続き、再開する。
教 育 長	次に、議案第12号、令和5年度田村市一般会計補正予算第8号（教育に関する事務にかかる部分）について、説明を求める。
教育総務課長	議案第12号について議案書朗読
担 当 課 長	議案第12号について補足説明 （※補正予算（8号）資料を使用して歳入予算の項ごとに説明）
教 育 長	ただいまの歳入説明について、質問、意見はあるか。
船 田 委 員	（13 分担金及び負担金-2 教育費負担金）学校給食費保護者負担金の過年度分というのは期日までに納めていなかった分が徴収できたということか。
教 育 長	前年度分までの納額を今年度支払ったということ。 学校給食費の未納の督促はどここの部署で行うのか。
教育振興係長	学校給食センターの所長と事務職員が事務手続きを行っており、督促状は郵送で送っている。また、滞納整理ということで電話や訪問による連絡も行っている。この中で、今回は過年度分が徴収できた。
教 育 長	（21 諸収入-5 雑入）教育施設関係雑入として2千円の計上があるが、何を売却したものか。
教育施設係長	自校給食時に使用していたガス釜を販売したものである。
教 育 長	続いて、歳出についての説明を求める。
担 当 課 長	（※補正予算（8号）資料を使用して歳出予算の項ごとに説明）
教 育 長	歳出について、質問、意見はあるか。
船 田 委 員	（3 通学対策費）4千500万円の減額となるが、なぜこれ程の減額となったのか。
教育総務課長	令和5年度当初に残額が見込まれていたが、ドライバーの人手不足や社会経済情勢の現状に見合うよう、国土交通省による貸切バスの運賃・

	<p>料金が見直された。併せてスクールバス運送の運賃及び料金の取扱いについても見直しがあり、契約額の変更が考えられたため 9 月や 12 月での補正としなかった。ただ、事業者との話し合いにより本年度は料金の変更はしないこととなったため、3 月補正にて減額することとなった。</p>
教 育 長	<p>(13 諸支出金-14 教育文化スポーツ振興基金) 基金の減額はふるさと納税が減ったことに起因するものか。</p>
教育総務課長	<p>そのとおりである。</p>
教 育 長	<p>そのほか、質問、意見はあるか。</p>
委 員	<p>(なし)</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 1 2 号 令和 5 年度田村市一般会計補正予算第 8 (教育に関する事務にかかる部分) について、原案のとおり決定することに異議はあるか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
教 育 長	<p>異議なしと認める。議案第 1 2 号 令和 5 年度田村市一般会計補正予算第 8 号 (教育に関する事務にかかる部分) について、原案のとおり決定する。</p>
教 育 長	<p>次に、議案第 1 3 号 令和 6 年度田村市一般会計当初予算 (教育に関する事務にかかる部分) について、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>議案第 1 3 号について議案書朗読</p>
3 課 長	<p>議案第 1 3 号について補足説明 (※当初予算資料を使用して、課ごと、歳出予算の項ごとに説明)</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明について、質問、意見はあるか。</p>
船 田 委 員	<p>(2 事務局費) 田村っ子の元気を支援する事業補助金は各学校のどのように事業に充てているのか教えていただきたい。</p>
教育総務課長	<p>小中学校の体験学習として、修学旅行時の一部費用やスケート教室、宿泊学習、自然体験、ふれあい体験などの費用に充てられている。</p>

根内委員	どこに行くのかということが主となってしまっているように感じる。本来の目的は何をするために行くのかということ。
教育長	目的がしっかりしていないといけない。
佐藤委員	年度によって行き先が違ってあまりにも差がありすぎるとどうなのかなあと思う。
教育長	児童生徒、保護者の意見も重要。有効に活用するよう指導していく。
根内委員	(1 学校管理費) 学校用務員派遣業務はどこに委託しているのか。また、人選や業務内容は学校の要望に応じることができるのか。
教育総務課長	田村市シルバー人材センターとなる。人選についてもセンターで決めている。業務内容については、契約時に決められている。
船田委員	(2 事務局費) 語学研修事業費における短期語学留学に係る個人負担はどのくらいになるのか。また、応募人数が定数を超えた場合はどのようにするのか。
学校教育課長	自己負担額は7万円程度と見込んでいる。選考にあたっては、応募者の中から選抜する。
船田委員	学力向上支援費における田村チャレンジ塾の講師はどのような人材が担当するのか。また、対象は何年生になるのか。
学校教育課長	教育委員会の指導主事や有名進学塾等の講師を招聘予定である。対象は小学5・6年生の希望者となる。内容は、具体的な問題を通じた算数の能力の向上、英語リスニング力の向上、長文読解力、条件付き作文の能力向上をメインとしている。
根内委員	事業実施の際は学校と連携をとりながら、多くの児童生徒に参加してもらえるといいと思う。体験するということはとてもいい機会になる。
船田委員	コミュニティースクール事業の予算化もされているが、地区ごとに研修等を実施していきたいということか。
学校教育課長	この予算の中には各種研修に係る旅費も含まれている。このほか、全体会議の費用や可能であれば講師を呼んで全国の動向や最新の事例を学ぶ機会を設けたりするための費用となっている。

根内委員	(1 社会教育総務費) 田村市青少年健全育成市民会議の予算は各支部への助成金等の配分はあるのか。
生涯学習課課長補佐	そのとおりである。
教育長	(2 公民館費) 廃校小学校の解体工事設計費用の内容について説明願う。
船引公民館長	校舎、体育館に加え、プールの解体を含む工事設計費となる。地元の業者に見積を依頼したもの。PCB など有害物質を含むものが多く、諸々含めた設計額となっている。
船田委員	(2 体育施設費) B&G の利用状況はどのようになっているのか。
生涯学習課課長補佐	入場料無料で市民が利用できる。運営は6月から9月までとなる。
教育長	このほか、質問、意見はあるか。
委員	(なし)
教育長	それでは、議案第13号 令和6年度田村市一般会計当初予算(教育に関する事務にかかる部分)について、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委員	(異議なし)
教育長	異議なしと認める。議案第13号 令和6年度田村市一般会計当初予算(教育に関する事務にかかる部分)について、原案のとおり決定する。
教育長	日程第4 その他の案件について、委員の皆様からあればお願いします。
根内委員	学校運営協議会の委員任期は2年と理解している。ただ、任命までの流れについて学校毎に対応が違うため、再任に当たっての意向確認など、統一した内容を教育委員会から学校へ知らせてほしい。
学校教育課長	承知した。

教 育 長	それでは、事務局からお願いする。
教 育 部 長	その他の案件について、各課長より申し上げる。
教育総務課長	<p>1 令和6年田村市議会3月定例会の予定について 会期：令和6年2月22日（木）～3月14日（木）22日間</p> <p>2 各行事の報告について（1件）</p> <p>3 令和6年3月の行事予定について（9件）</p> <p>4 事業実施状況及び予定について</p>
学校教育課長	<p>（学校教育課）・東大で学ぼう～東大見学・体験学習～ ・学校運営協議会全体会</p>
生涯学習課長補佐	<p>（生涯学習課）・陸上教室 ・スポーツ講演会</p>
学校教育課長	<p>5 その他 令和6年度田村市学校給食センター運営方針に係る諮問、令和6年度田村市学校給食センター食育全体計画に係る諮問についての結果報告。</p>
教 育 長	ただいまの説明に対し、質問、意見等あるか。
委 員	（なし）
教 育 長	令和6年田村市教育委員会第2回定例会の閉会を宣言。
	【閉会 午後5時11分】

前記、会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月6日

教育長

委員

委員